

お知らせ
📢 **ご協力をお願いします!**
全血献血(400ml・200ml)
4月26日(月)午前9時30分～11時45分
午後1時～4時
役場庁舎1階ロビー
献血カード、初めての方は本人確認ができるもの
📞 生活環境工コタウン課(☎内線222)

お知らせ
📢 **社会人になった記念に 献血をしよう!**
県と埼玉県赤十字血液センターでは、4月から6月まで「新社会人献血キャンペーン」を実施しています。新社会人の方が県内献血会場で献血にご協力いただくと、埼玉県限定デザインの記念品を差し上げます。社会人になった記念に、社会貢献の一つである献血にチャレンジしてみませんか。
📅 6月30日(水)まで
📞 令和3年度に新社会人になった方(献血可能年齢である16歳以上)
記念品/3WAYアイマスク
📞 県農業課 ☎048-830-3635

催し
🏠 **ご参加ください!**
寄居町グラウンド・ゴルフ大会
📅 5月13日(木)午前8時30分開会式
※雨天の場合は14日(金)に順延
📍 寄居運動公園
📞 町内に在住・在勤の個人および団体
プレー方法/個人戦(32ホールストロークプレー)
📞 無料

費用
📞 無料
📞 4月25日(日)までに、寄居町グラウンド・ゴルフ協会事務局・設楽明久さん
☎581・1266へ。

お知らせ
📢 **上下水道料金等の臨宅徴収を 民間法人に委託しています!**
町では、水道料金、下水道使用料および農業集落排水処理施設使用料の臨宅徴収を、民間の専門業者(株)エコシティサービス(本社・横浜市都筑区茅ヶ崎中央8-33サウスコア205)に委託しています。
徴収員がご自宅や事業所を訪問する際は、町が発行する身分証明書を必ず携帯していただきます。ご確認のうえ水道料金等を納付してください。なお、納入通知書はコンビニエンスストアでも納付できます。また、便利で確実な口座振替をお勧めしていますのでご利用ください。
📞 上下水道課 ☎内線262・266

お知らせ
📢 **住宅改修資金補助制度を ご活用ください!**
町では、地域経済の活性化を図るため、町内の住宅改修施工業者と契約し居住用住宅の改修を行う際、その費用の一部を補助します。
📞 受付開始/4月12日(月)から
※予算額に達した時点で受付終了となります。
📞 過去に同制度を利用していない方で、次の①～④の要件をすべて満たす方
①町内に在住で、町の住民基本台帳に登録されている方
②対象となる住宅を所有し、かつ居住している方
③町税等の滞納がない方
④対象となる改修工事について、ほかの補助制度を受けていない方
📞 対象となる住宅/次の①～③のいずれかに該当する建築物
①個人住宅(自己の居住用の建築物)
②併用住宅(個人住宅と店舗や事務所等が同一の建築物になっている場合の居住用部分のみ)
③集合住宅(アパ

お知らせ
📢 **ご活用ください!**
寄居町修学資金制度
町では、町内に在住の高校生で、修学の意欲を有しながら経済的な理由により高等学校での修学が困難な方を対象に、修学に要する資金を補助します。
📞 次のいずれにも該当する方
①生年月日が平成15年4月2日以降
②平成31年4月1日以降新たに高等学校、高等専門学校、中等教育学校の後期課程および特別支援学校の高等部に入学生在学中で、在学期間が3年以内
📞 修学生の条件/次のいずれにも該当する方
①町内に引き続き6カ月以上住んでいる
②正規の修業年限の勉学に耐えられる性行の善良な者で、経済的な理由により学資の支出が困難な世帯の高校生
📞 対象となる世帯の例
○生活保護受給世帯
○「生活保護法」による保護が停止または廃止となった世帯
○町民税が非課税の世帯
○「児童扶養手当法」による児童扶養手当を受給している世帯
○家計が急変した世帯
※このほかにも援助を受けられる場合があります。詳細はお問い合わせください。
📞 修学金の額/月額5000円
📞 申請方法等/次の書類を教育総務課へ提出してください。
①修学資金給与申請書
②在学等証明書(町で定めた様式のもの)
③経済的な理由で就学困難なことが証明できる公的文書の写し等
📞 4月分からの認定を希望する場合
4月30日(金)までに必要書類を提出してください。

ト等の所有者の自己居住部分のみ)
📞 対象工事/町内に事業所がある施工業者が行う、工事費が20万円以上(消費税および地方消費税を除く)で、令和4年2月末日までに完了する住宅改修工事。
なお、交付決定後30日以内に着工できる必要があります。
※新築や建て替え工事、補助金交付決定通知以前に着手した工事等は対象外となります。詳しくは工事着工前にお問い合わせください。
📞 補助金額/改修工事に要した費用(税抜)のうち、10%に相当する金額(千円未満は切り捨て)とし、20万円を上限
📞 必要書類を持参し、商工観光課へ申請してください。
📞 商工観光課 ☎内線452

お知らせ
📢 **勤労者住宅資金貸付制度を ご活用ください!**
町では、勤労者の住宅取得を支援しています。
📞 次の①～⑤の要件をすべて満たす方
①町内に居住している、または居住しようとする方
②同一事業所に2年以上引き続き勤務している方
③20歳以上55歳以下の方
④返済しながら生活に支障のない方
⑤町税等の滞納がない方
📞 資金の用途/申込者が町内に居住するための住宅の新築・増改築・購入・中古住宅・マンションを含む、借地買い取りをするための資金に限ります。
📞 利用本人またはご家族が、商工観光課へ申請してください。その後資格決定について通知しますので、通知後3カ月以内に自身で金融機関(中央労働金庫深谷支店)で借り入れ手続きをしてください。

5月分以降の認定について
○毎月15日までに書類を提出した場合
↓申請月から認定対象
○16日以降に書類を提出した場合
↓翌月分から認定対象
📞 認定後は、7月、11月、2月の各月末までに、当該月に発行された在学証明書の提出が必要です。
※提出がない場合は認定取消となります。
📞 教育総務課 ☎内線512

お知らせ
📢 **ご利用ください!**
通学路ブロック塀等撤去補助制度
町では、ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、通学路に面するブロック塀等を撤去する費用の一部を補助します(最大20万円)。事前に都市計画課でご相談のうえ、工事着手前に同課へ申請してください。なお、この補助制度は今年度で終了となります。
📞 補助の対象となるブロック塀等/①ブロック塀、レンガ、石材等による塀
②塀の高さが塀の厚さの3分の2を超えるもの
③通学路に面するもの
📞 対象となる工事/町内事業者が行うブロック塀等の撤去工事で、塀の一部を撤去して高さを厚さの3分の2以下にする工事、または基礎を含めた全部を撤去する工事
※公共工事等によるものは対象外となります。
※補助は同一敷地内につき1回限りです。
※予算額に達した時点で受付終了となります。
📞 都市計画課 ☎内線243

貸付の条件
📞 貸付金額/1000万円以内(無担保は500万円以内)
📞 貸付利率/変動金利(無担保は固定)
※金利情勢により変更になる場合があります。
📞 貸付期間/25年以内(無担保は10年以内)
📞 償還方法/元利均等月賦返済(ボーナス併用返済、繰上償還可)
📞 担保/資金の用途となった対象物件に中央労働金庫の第1位順位の抵当権を設定します。
📞 保証/(二社)日本労働者信用基金協会の保証が必要となり、金利とは別に保証料が必要となります。
📞 手数料/取扱金融機関所定の手数料が必要です。
📞 商工観光課 ☎内線452

随時情報発信中!

寄居町公式SNS

Facebook Instagram Twitter



広告

広告